

第3期

宿毛市障害福祉計画

平成 24 年度～平成 26 年度



宿 毛 市

はじめに

わが国の障害者施策は、平成 15 年 4 月にこれまでの措置制度から障害のある人が必要な障害福祉サービスを主体的に選択できる支援費制度へ移行し、平成 18 年 4 月には、障害者自立支援法が施行され、障害のある人の地域生活に重点をおいた支援体制や障害福祉サービスの提供体制になるなど、これまでにない大幅な改正が行われました。

宿毛市においては、障害者自立支援法の施行を受け、これまでの「宿毛市障害者福祉に関する新長期計画」を見直し、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の指針となる「宿毛市障害者計画」及び「宿毛市障害福祉計画」を策定し、障害者福祉の充実に努めてまいりました。

さらに、地域生活支援事業など様々な事業が市町村事業として位置づけられる中、相談支援事業や地域自立支援協議会など、市町村の枠を超え、広域的な取り組みも行ってまいりました。

こうした状況の中、障害者施策の指針となる障害者計画につきましては、生活圏が同一で相談支援事業を共同で実施している大月町及び三原村と共同で「幡多西部障害者計画」を策定いたしました。また、今回の第 3 期宿毛市障害福祉計画につきましては、第 2 期計画の進捗状況等を検証し、平成 24 年度からの新制度等を勘案して策定いたしました。

今後は、この計画にそって、障害者福祉施策を進めてまいりますので、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

終わりにになりましたが、策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、幡多西部地域自立支援協議会委員の皆様、多大なご尽力を賜りました関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 24 年 3 月

宿毛市長 沖本 年男

< 目 次 >

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間及び見直し時期	1
4 計画の達成状況の点検及び評価	1
第2章 計画の基本方針	
1 基本理念	3
2 基本的な考え方	3
3 障害福祉サービスの体系	4
4 障害福祉サービスの説明	5
第3章 障害のある人の動向	
1 障害のある人の交付状況	6
2 精神科病院入院患者数	9
3 特別支援学校在籍生徒数	10
4 宿毛市立小中学校及び保育園の特別支援学級入級者数等	11
第4章 地域移行や就労支援の目標と課題	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
2 福祉施設から一般就労への移行等	13
第5章 障害福祉サービスの現状と確保の方策	
1 訪問系サービス	14
2 日中活動系サービス	15
3 居住系サービス	21
4 指定相談支援	23
5 地域生活支援事業	26
第6章 障害児支援について	
1 障害児支援の基本的な考え方	34
資料編	
第3期高知県障害福祉計画（幡多圏域）	37

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等の仕組みを定めることにより、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指し、障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に施行されました。

本計画は、障害者自立支援法に基づき、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定するもので、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とした第 2 期障害福祉計画の進捗状況等の分析や評価を行い、第 2 期計画における課題等を整理したうえで、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 3 期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「障害福祉サービス等の確保に関する計画」であり、市政運営の基本指針である「宿毛市基本構想」、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく、「幡多西部障害者計画」や、その他の福祉関連計画との整合性を保つ計画とします。(図 1 参照)

3 計画の期間及び見直し時期

本計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を第 3 期の計画期間とします。

また、第 3 期計画の進捗状況を踏まえ、平成 26 年度中に計画の見直しを行い、平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期計画を策定します。

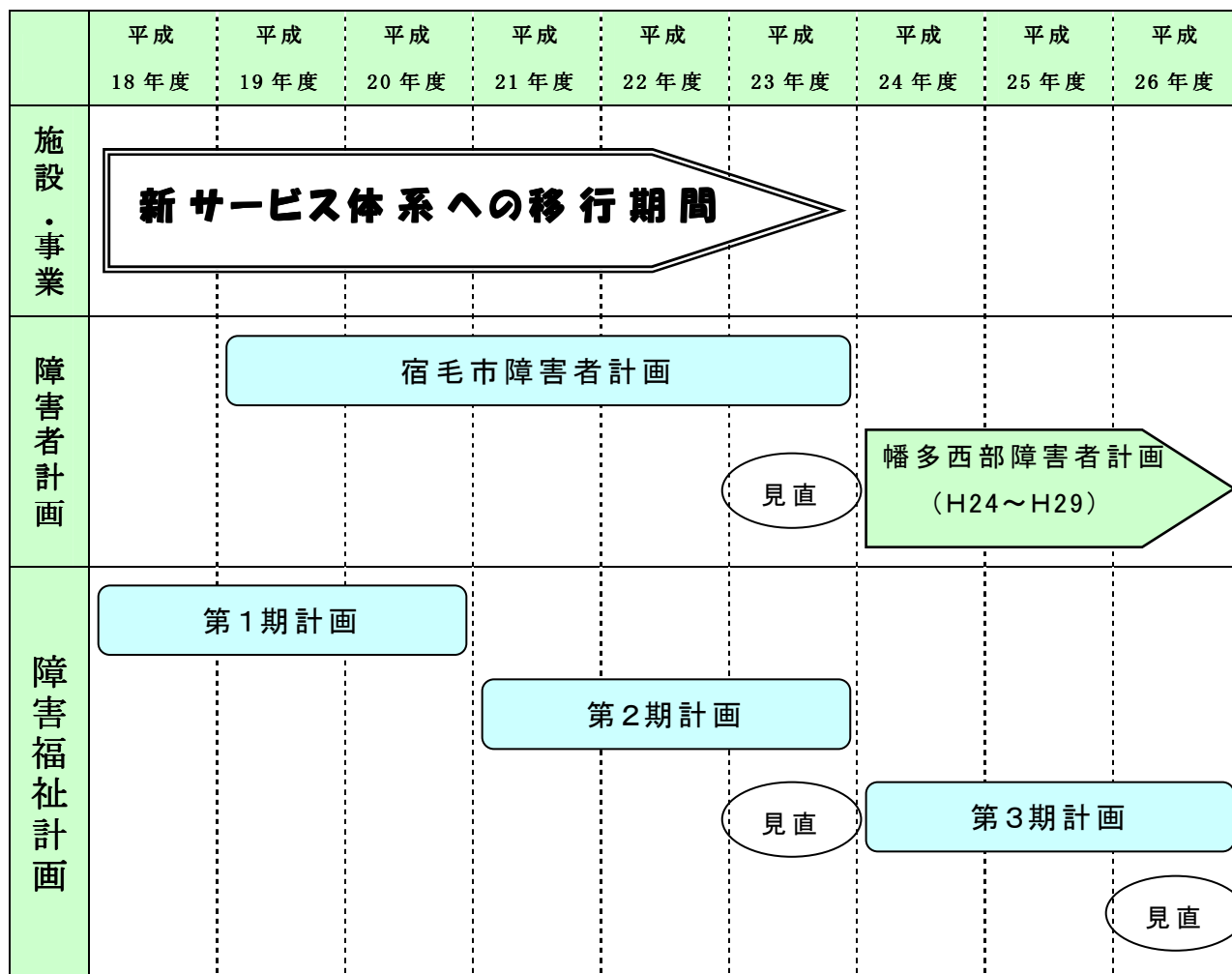
なお、第 3 期計画期間中に、法の見直し等が行われ、それに伴い、第 3 期計画の内容の見直しが必要となった場合には、見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制及び達成状況の評価等

本計画の策定については、平成 22 年度に実施したニーズ調査や障害福祉サービスの利用状況等を踏まえ、幡多西部地域自立支援協議会で保健・医療・福祉関係者等の意見を参考に策定しました。

今後は、本計画に対する達成状況の点検及び評価を行うため、継続的に幡多西部地域自立支援協議会を開催し、計画の進捗状況等の検証を行うほか、ホームページ等を通じて住民に公表していくこととします。

(図 1)



障害福祉計画（障害者自立支援法第 88 条）

市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

国の基本指針（平成 18 年 6 月 26 日 厚生労働省告示第 395 号）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

第2章 計画の基本方針

1 基本理念

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念に基づき、以下を宿毛市障害福祉計画の基本理念として定める。

安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現

2 基本的な考え方

基本理念を実効あるものとするため、次の事項を基本に障害福祉サービスの充実を図ります。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ります。

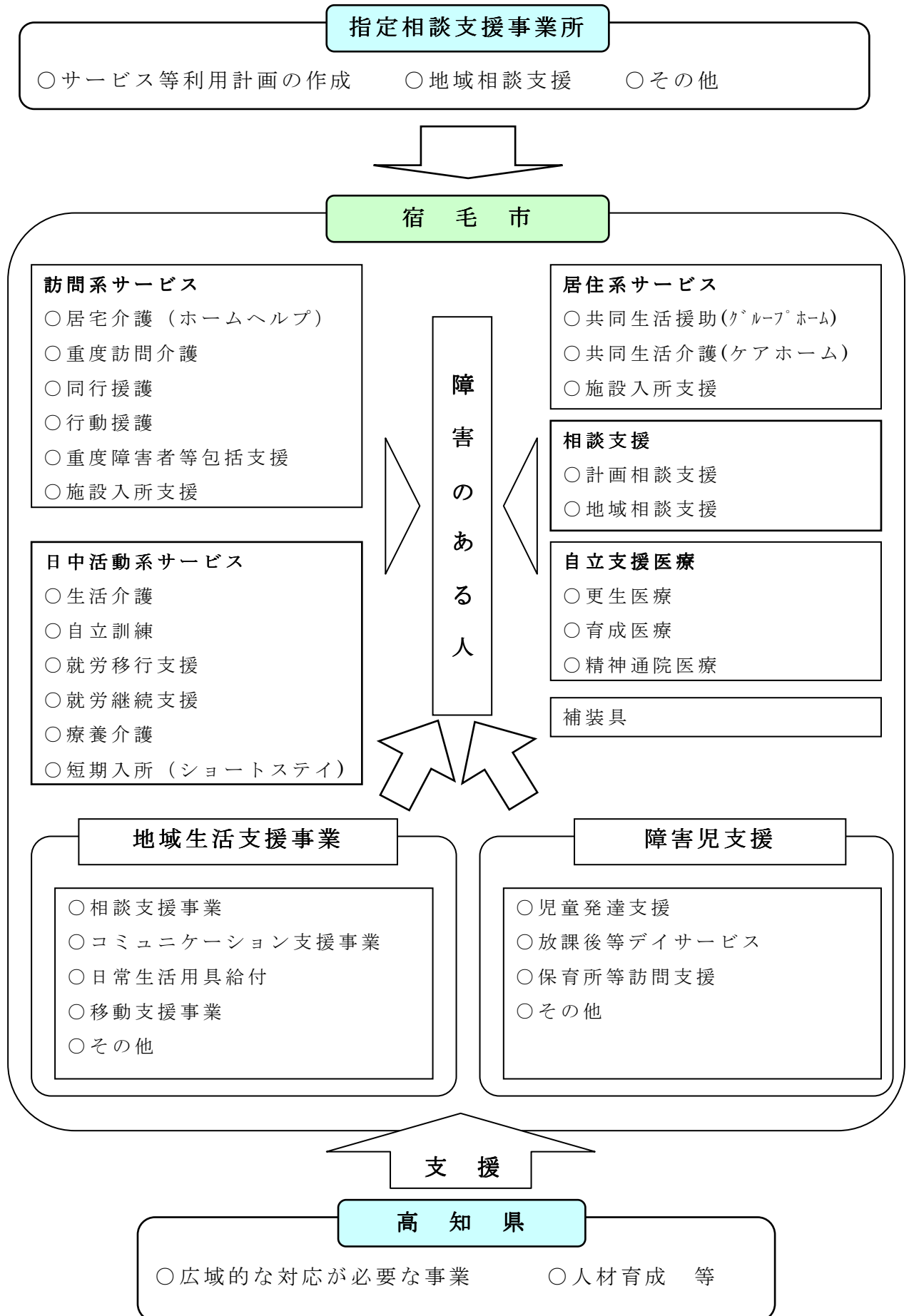
(2) 三障害に係る制度の一元化

三障害（身体・知的・精神）に係る制度を一元化することにより障害福祉サービス等の充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域の社会資源を最大限に活用したサービス体制の整備を進めます。

3 障害福祉サービスの体系



4 障害福祉サービスの説明

訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ) ※	入浴、排せつ、食事の介護や居宅などでの生活全般にわたる介護
	重度訪問介護※	重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護や外出時の介護等総合的な介護
	同行援護※	視力障害で移動に著しい困難がある方に対して、外出時に同行し移動の援護や外出する際の移動支援
	行動援護※	行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援
	重度障害者等包括支援※	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護
日中活動系	生活介護※	施設などで日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
	就労継続支援 (A・B型)	就労することが困難な方に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
	療養介護※	医療が必要な方に対して、病院などで日中行われる機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活上の援助
	短期入所 (ショートステイ) ※	介護者の不在時に一時的に施設に入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助
	共同生活介護 (ケアホーム) ※	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護
	施設入所支援※	施設に入所している方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
相談	相談支援(計画相談支援・地域相談支援)	自立支援サービスを受けられている方全員に適切なサービスが受けられるように支援計画を作成支援。また、施設入所者や精神障害の方が地域の生活に移行する支援
地域生活支援事業	相談支援	市または、障害者生活支援センター等でいろいろな相談に応じます。
	コミュニケーション支援	聴覚に障害がある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣
	日常生活用具給付事業	障害のある方の日常生活を便利にし、介護者の負担軽減を図る様々な用具を給付
	移動支援	障害がある方の外出時に介護者を派遣
	地域活動支援センター事業	障害のある方が集まり創作活動やスポーツなどの余暇活動を行い交流のための支援をしています。
	訪問入浴サービス	身体障害で入浴の困難な方で介護保険法の訪問入浴介護の対象にならない方への入浴援助
	日中一時支援事業	障害のある方の日中の一時的に預かる。(日帰り短期入所)

※ 利用に当たっては、障害程度区分の認定が必要になります。(児童を除く。)

第3章 障害のある人の動向

1 障害のある人の状況

(1) 各種手帳の交付状況

平成23年3月31日現在の本市における障害者手帳の総交付者数は1,699人で、市の人口22,802人に占める割合は7.5%となっています。

各種手帳の交付状況（平成23年3月31日現在）（単位：人）

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	計
高知県	45,081 (83.4)	5,655 (10.5)	3,312 (6.1)	54,048
幡多圏域	6,263 (84.5)	842 (11.4)	308 (4.1)	7,413
宿毛市	1,391 (81.9)	231 (13.6)	77 (4.5)	1,699

※（ ）内は、年の計を100とした場合の割合。

(2) 身体障害者手帳の交付状況

平成23年3月31日現在の身体障害者手帳の交付者数は、1,391人で、障害者手帳の総交付者数1,699人に占める割合は、その他の手帳に比べ、最も多く81.9%となっています。

①年齢別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち65歳以上の人占める割合は、約7割に至っています。

年齢別交付者数の推移（各年3月31日現在）（単位：人）

区分	～17歳	18歳～64歳	65歳～	計
平成18年度	12 (0.9)	370 (27.7)	955 (71.4)	1,337
平成19年度	14 (1.0)	362 (27.4)	946 (71.6)	1,322
平成20年度	13 (1.0)	367 (27.2)	967 (71.8)	1,347
平成21年度	13 (0.9)	376 (26.8)	1,015 (72.3)	1,404
平成22年度	14 (1.0)	388 (27.9)	989 (71.1)	1,391

※（ ）内は、年の計を100とした場合の割合。

②等級別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち、およそ半分が1級～2級の重度の障害となっています。

等級別交付者数の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区 分	1～2級	3～4級	5～6級	計
平成18年度	602 (45.0)	518 (38.8)	217 (16.2)	1,337
平成19年度	604 (45.7)	515 (39.0)	203 (15.3)	1,322
平成20年度	591 (43.9)	555 (41.2)	201 (14.9)	1,347
平成21年度	617 (44.0)	586 (41.7)	201 (14.3)	1,404
平成22年度	602 (43.3)	579 (41.6)	210 (15.1)	1,391

※ () 内は、年の計を100とした場合の割合。

③障害部位別交付者数

身体障害者手帳の交付者数のうち、部位別に見ると5割強が肢体障害で、心臓などの内部障害が微増傾向にあります。

障害部位別交付者数の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢 体	内 部	計
平成18年度	122 (9.1)	151 (11.3)	12 (0.9)	737 (55.1)	315 (23.6)	1,337
平成19年度	119 (9.0)	142 (10.8)	11 (0.8)	729 (55.1)	321 (24.3)	1,322
平成20年度	114 (8.4)	144 (10.7)	11 (0.8)	731 (54.3)	347 (25.8)	1,347
平成21年度	115 (8.2)	143 (10.2)	13 (0.9)	762 (54.3)	371 (26.4)	1,404
平成22年度	116 (8.3)	146 (10.5)	13 (0.9)	759 (54.6)	357 (25.7)	1,391

※ () 内は、年の計を100とした場合の割合。

(3) 療育手帳

平成 23 年 3 月 31 日現在の療育手帳の交付者数は、231 人となっており、障害者手帳の総交付者数 1,699 人に占める割合は、13.6%となっています。

①年齢別交付者数

療育手帳の交付者数のうち 18 歳から 64 歳までの年齢層が全体の 7 割以上を占めています。

年齢別交付者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）（単位：人）

区 分	～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳～	計
平成 18 年度	31 (15.9)	146 (74.9)	18 (9.2)	195
平成 19 年度	34 (16.5)	153 (74.3)	19 (9.2)	206
平成 20 年度	34 (16.0)	158 (74.2)	21 (9.8)	213
平成 21 年度	36 (16.2)	161 (72.5)	25 (11.3)	222
平成 22 年度	33 (14.3)	173 (74.9)	25 (10.8)	231

※（ ）内は、年の計を 100 とした場合の割合。

②障害の程度別交付者数

療育手帳の交付者数のうち、障害の程度別の交付者数では、重度（A）、中軽度（B）がほぼ同数で推移しています。

障害の程度別交付者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）（単位：人）

区 分	A	A 1	A 2	A 計	B	B 1	B 2	B 計	合計
平成 18 年度	6 (3.1)	35 (18.0)	57 (29.2)	98 (50.3)	2 (1.0)	61 (31.3)	34 (17.4)	97 (49.7)	195
平成 19 年度	6 (2.9)	39 (18.9)	57 (27.7)	102 (49.5)	2 (1.0)	65 (31.5)	37 (18.0)	104 (50.5)	206
平成 20 年度	6 (2.8)	40 (18.8)	56 (26.3)	102 (47.9)	2 (0.9)	69 (32.4)	40 (18.8)	111 (52.1)	213
平成 21 年度	6 (2.7)	41 (18.5)	59 (26.6)	106 (47.8)	2 (0.9)	70 (31.5)	44 (19.8)	116 (52.2)	222
平成 22 年度	6 (2.6)	41 (17.7)	60 (26.0)	107 (46.3)	2 (0.9)	70 (30.3)	52 (22.5)	124 (53.7)	231

※（ ）内は、年の計を 100 とした場合の割合。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

平成 23 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は 77 人となっており、障害者手帳の総交付者数 1,699 人に占める割合は、その他の手帳に比べ、最も少なく 4.5%となっています。

①等級別交付者数

精神障害者保健福祉手帳の交付者数のうち、障害等級別にみると、2 級、3 級の手帳所持者数が年々増加し、2 級の占める割合は 7 割を超えています。

等級別交付者数の交付者数の推移（各年 3 月 31 日現在）（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
平成 18 年度	14 (22.2)	36 (57.1)	13 (20.7)	63
平成 19 年度	12 (18.7)	38 (59.4)	14 (21.9)	64
平成 20 年度	6 (8.6)	47 (67.1)	17 (24.3)	70
平成 21 年度	5 (6.9)	53 (73.6)	14 (19.5)	72
平成 22 年度	4 (5.2)	59 (76.6)	14 (18.2)	77

※（ ）内は、年の計を 100 とした場合の割合。

2 精神科病院入院患者数

高知県内の精神科病院の入院患者数は、平成 23 年 6 月末時点で 3,153 人（県外出身者を含む）、そのうち 1,821 人（57.8%）が 65 歳以上の入院患者です。

精神科病院の入院患者数（平成 23 年 6 月末時点）（単位：人）

区 分	病 院 数	入院患者数	うち 65 歳以上
高 知 県	23 (23)	3,153 (3,254)	1,821 (1,760)
幡 多 管 内	2 (2)	300 (341)	153 (146)
宿 毛 市	1 (1)	134 (77)	79 (41)

※（ ）内は平成 20 年度時点での病院数及び患者数

3 特別支援学校在籍生徒数

学校別の在籍生徒数は、次のとおりです。（表 3-3-1 参照）また、高知県の取りまとめた卒業生の主な進路先は、福祉施設や作業所となっています。

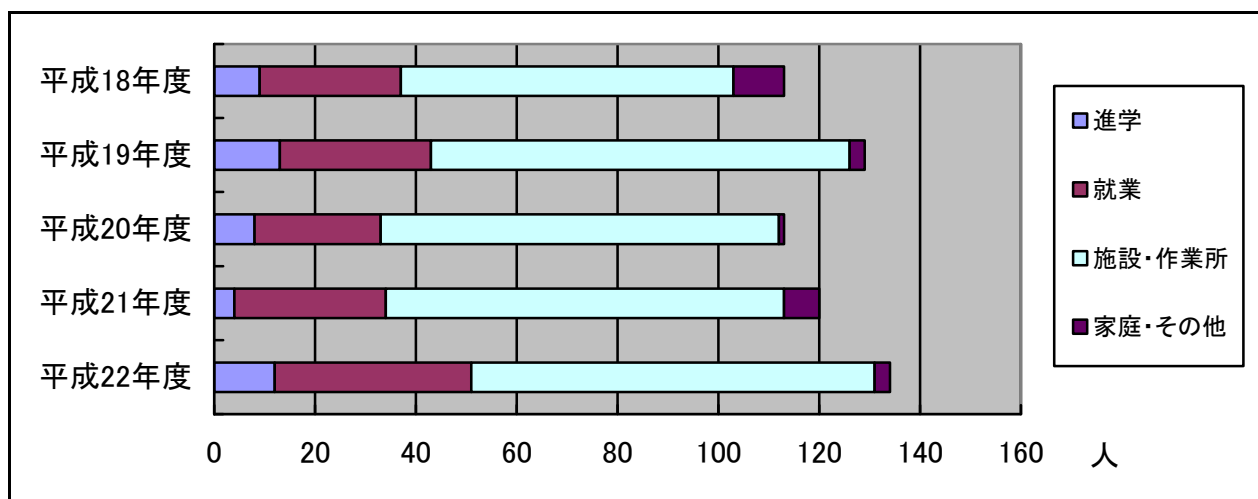
特別支援学校在籍生徒数（平成 23 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区 分		盲学校	ろう学校	養護学校	計
高知県	小学部	6	6	179	191
	中学部	2	9	205	216
	高等部	10	14	379	403
	計	18	29	763	810
宿毛市	小学部	0	0	5	5
	中学部	0	0	2	2
	高等部	1	1	19	21
	計	1	1	26	28

特別支援学校卒業生の進路状況（高知県）（単位：人）

区 分	進 学	就 業	施設・作業所	家庭・その他	計
平成 18 年度	9	28	66	10	113
平成 19 年度	13	30	83	3	129
平成 20 年度	8	25	79	1	113
平成 21 年度	4	30	79	7	120
平成 22 年度	12	39	80	3	134

【特別支援学校卒業生の進路状況（高知県）】



4 宿毛市立小中学校及び保育園の特別支援学級入級者数等

宿毛市立小中学校に在籍する全児童生徒及び特別支援学級入級者の毎年5月1日現在の人数は、次のとおりです。

小学校では地元の学校へ通い、中学から特別支援学校へ進学する傾向があります。

宿毛市内の保育所については、全児童数が減少傾向にあり、障害児の人数については10人前後で推移しています。

宿毛市立小学校に在籍する特別支援学級入級者数の推移（単位：人）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特別支援学級 入級者数	21	17	14	10	13
全児童数	1,392	1,344	1,289	1,180	1,144

宿毛市立中学校に在籍する特別支援学級入級者数の推移（単位：人）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特別支援学級 入級者数	12	6	7	8	8
全生徒数	664	685	694	690	667

宿毛市内の保育所に在籍する障害児の推移（単位：人）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
障害児数	8	5	6	9	4
全園児数	693	665	619	599	579

第 4 章 地域移行や就労支援の目標と課題

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人の自立支援の観点から、第 1 期計画及び第 2 期計画では既存の福祉施設や障害福祉サービス事業所が新しいサービス体系への移行が完了する平成 23 年度を目標年度として、地域生活への移行や就労支援について数値目標を設定し、目標達成に向け取り組んできました。

第 3 期計画では、これまでの進捗状況等を踏まえ、目標値を補正し、第 3 期計画において目指すべき目標を次のとおり設定します。

区 分	高知県	幡多管内	宿毛市
施設から地域生活へ（平成 26 年度末目標値）	411 人	81 人	30 人
第 1 期目標値	303 人	55 人	15 人
第 2 期目標値	346 人	60 人	18 人
平成 23 年 7 月実績	249 人	45 人	16 人
施設入所者（平成 26 年度末目標値）	1,211 人	215 人	42 人
第 1 期目標値	1,179 人	247 人	47 人
第 2 期目標値	1,158 人	238 人	54 人
平成 17 年 10 月現在	1,383 人	276 人	60 人
平成 23 年 7 月現在	1,315 人	249 人	57 人

第 1 期計画策定後、施設整備助成制度の活用などによりグループホーム等の整備が進み、地域での住まいの場が確保されてまいりました。そのため、本市においても平成 23 年 7 月までに 16 人が施設を退所し、グループホーム等の地域生活に移行しました。また、施設入所者についても増加しているため、第 1 期計画及び第 2 期計画の進捗状況等を踏まえ、平成 26 年度までの目標値を補正するとともに、引き続き県や関係機関と連携を図りながら、施設入所者の地域移行と必要なサービスの確保に努めてまいります。

2 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	高知県	幡多管内	宿毛市
福祉施設から一般就労へ (平成 26 年度末目標値)	105 人	16 人	6 人
平成 20 年度末 (第 1 期目標値)	92 人	8 人	1 人
平成 23 年度末 (第 2 期目標値)	99 人	11 人	4 人
平成 17 年度実績	18 人	1 人	0 人
平成 22 年度実績	66 人	7 人	4 人

高知県は、平成 26 年度末における福祉施設から一般就労へ移行する人の数値目標を平成 22 年度末実績の 66 人を基に、105 人と設定しました。また、目標達成に向け、障害者就労支援チームや労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業訓練センター等との連携を図りながら、引き続き一般就労への移行を積極的に取り組むこととしています。

本市は、平成 17 年度に福祉施設から一般就労への移行が 0 人でしたが、平成 22 年度末までに 4 人が一般就労いたしました。平成 26 年度末における目標設定につきましては、これまでの実績を踏まえ、補正を行い、6 人とします。

現状において一般就労への困難性は高いと考えますが、施設や県をはじめ関係機関との連携を図りながら一般就労への移行に積極的に取り組みます。

第 5 章 障害福祉サービスの現状と確保の方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援

① サービスの利用状況

利用時間及び利用人数が毎年増加傾向にあり、増加の要因としては精神障害のある人の家事援助の利用が増加しているためです。

② 見込量の考え方

過去の居宅介護サービス等の利用実績をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる退院可能精神障害者などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	時間分 ／月	13,649 (13,918)	14,291 (15,034)	15,304 (16,178)	19,640	21,337	23,094 (1,195人)
幡多管内		1,027 (1,215)	1,167 (1,310)	1,089 (1,434)	1,529	1,708	1,887 (122人)
宿毛市		360 (280)	445 (280)	503 (320)	487	466	447 (20人)

※「時間分／月」は、1か月当たりの総利用時間。

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

平成26年度の()は想定される利用者数。

< 必要な見込量の確保のための方策 >

訪問系サービス

障害のある人が自立した生活を送るため、サービス事業者等と協力をしながら、障害のある方が必要とする在宅サービスが受けられるよう提供体制の整備を図ります。また、サービスを計画的に受けられるように相談体制を整備します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービスの利用状況

障害者自立支援法施行後、従来の身体障害者デイサービス事業から移行した方の利用のみであったが、施設が新体系へ移行したことに伴い、利用者が大幅に増加しています。

② 見込量の考え方

施設入所者が主な利用者となるため、利用実績を踏まえ、新規に施設入所が見込まれる特別支援学校卒業生等を考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人日分 ／月	4,194 (4,346)	6,349 (16,012)	10,176 (33,747)	40,482	42,518	44,086 (2,163人)
幡多管内		242 (159)	387 (2,055)	2,260 (5,173)	5,831	5,754	5,646 (298人)
宿毛市		53 (38)	110 (592)	636 (1,092)	1,281	1,281	1,269 (66人)

※「時間分／月」は、1か月当たりの総利用時間。

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

平成26年度の()は想定される利用者数。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

①サービスの利用状況

機能訓練・生活訓練ともに利用が少なく、機能訓練については障害者自立支援法施行後、従来の身体障害者デイサービス事業から移行した方が一時利用していましたが、全員介護保険事業へ移行したため、現在利用者はいなくなりました。

②見込量の考え方

現在の利用状況を考慮して算出したものを見込量とします。なお、生活訓練については、旧法による施設入所者がケアホーム等へ移行するための訓練として、利用することを考慮して見込んでいます。

機能訓練

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人日分 ／月	21 (56)	486 (26)	631 (443)	516	545	641 (39人)
幡多管内		21 (34)	51 (34)	39 (56)	39	39	39 (2人)
宿毛市		21 (34)	8 (34)	0 (34)	0	0	0 (0人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※H21, H22, H23年度の（ ）内は当初見込量

平成26年度の（ ）は想定される利用者数。

生活訓練

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人日分 ／月	191 (157)	346 (467)	704 (1,238)	1,370	1,587	1,825 (83人)
幡多管内		91 (44)	88 (132)	422 (192)	424	389	353 (20人)
宿毛市		0 (0)	0 (0)	16 (60)	16	32	32 (2人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※H21, H22, H23年度の（ ）内は当初見込量

平成26年度の（ ）は想定される利用者数。

(3) 就労移行支援

①サービスの利用状況

利用期間が通常2年間と限定されているため、利用者は少なく推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績や新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生等を考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人日分 ／月	1,726 (2,190)	1,887 (2,596)	1,907 (3,476)	2,164	2,374	2,391 (136人)
幡多管内		89 (110)	113 (198)	175 (154)	245	212	87 (5人)
宿毛市		45 (0)	21 (0)	78 (0)	58	58	0 (0人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※H21, H22, H23年度の（ ）内は当初見込量

平成26年度の（ ）は想定される利用者数。

(4) 就労継続支援

①サービスの利用状況

就労継続支援サービスが社会参加活動や生きがいとなっていることが多く、利用者も年々増加している。

②見込量の考え方

引きこもりがちな障害者等の社会参加活動に、有効的なサービスであるため、積極的に推進していく必要があると考えています。

見込量の算定にあたっては、利用実績をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生などを考慮して算出しています。

就労継続支援A型

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人日分 ／月	4,567 (3,623)	5,406 (3,799)	5,561 (4,195)	6,209	6,512	6,815 (334人)
幡多管内		639 (589)	488 (633)	443 (765)	490	512	534 (24人)
宿毛市		25 (66)	27 (110)	40 (180)	61	61	61 (3人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人数（延べ利用日数）。

※H21, H22, H23年度の（ ）内は当初見込量

平成26年度の（ ）は想定される利用者数。

就労継続支援B型

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人日分 ／月	13,071 (15,197)	16,824 (22,114)	17,457 (31,385)	29,852	31,695	33,188 (1,799人)
幡多管内		2,493 (2,387)	3,076 (3,488)	3,001 (4,537)	3,684	3,940	4,094 (235人)
宿毛市		655 (594)	675 (1,078)	899 (1,202)	1,114	1,138	1,154 (61人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人数（延べ利用日数）。

※H21, H22, H23年度の（ ）内は当初見込量

平成26年度の（ ）は想定される利用者数。

(5) 短期入所

①サービスの利用状況

多少の増減はあるものの、全体的には、ほぼ横ばいで推移しています。

②見込量の考え方

過去の利用実績をもとに、利用者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人日分 ／月	1,202 (1,171)	1,192 (1,310)	1,372 (1,428)	1,866	1,899	1,992 (323人)
幡多管内		168 (178)	203 (200)	205 (218)	259	279	291 (50人)
宿毛市		40 (21)	36 (21)	53 (21)	55	55	47 (8人)

※「人日分／月」は、1か月当たりの総利用人日（延べ利用日数）。

※H21, H22, H23年度の（ ）内は当初見込量

平成26年度の（ ）は想定される利用者数。

(6) 療養介護

①サービスの利用状況

本市には当該サービスの利用者はいませんでした。

②見込量の考え方

児童福祉法の改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日より、障害児施設（重症心身障害児施設ほか）に入所中の 18 歳以上の方は、障害福祉サービスの対象となるため、現在重症心身障害児施設へ入所中の 18 歳以上の方や新規に利用が見込まれる特別支援学級卒業生などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高知県	人分 ／月	8 (9)	9 (9)	8 (11)	290	292	295
幡多管内		0 (0)	0 (0)	0 (0)	57	57	58
宿毛市		0 (0)	0 (0)	0 (0)	16	16	17

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

※H21, H22, H23 年度の()内は当初見込量

<必要な見込量の確保のための方策>

日中活動系サービス

利用者のニーズに対応できるよう、既存の社会資源である各事業所と連携を図りながらサービスの確保に努めるとともに、障害のある方が住みなれた地域で生きがいを持ち、生きいきと生活できるよう、情報提供や助言などの支援を行います。

また、就労移行支援事業など、一般就労の能力・適正・意欲のある人の就労を支援する仕組みが整備され、一般就労を目指し、訓練等を受けることを希望する人も増えています。今後も、就労を支援するための環境を整え、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害のある人の働く環境づくりに取り組みます。

3 居住系サービス

(1) 共同生活介護・共同生活援助

① サービスの利用状況

多少の増減はあるものの、全体的には、ほぼ横ばいで推移しています。

② 見込量の考え方

過去の利用実績と新規に利用が見込まれる施設入所者の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高知県	人分 ／月	644 (642)	731 (764)	776 (979)	979	1,112	1,257
幡多管内		132 (131)	131 (150)	139 (197)	156	182	210
宿毛市		35 (39)	37 (41)	36 (55)	40	44	55

※「人分／月」は、1か月当たりの総利用人数。

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(2) 施設入所支援

①サービスの利用状況

施設の新体系への移行により、平成 23 年度から急激に利用者が増加しています。

②見込量の考え方

旧体系施設利用者の利用実績をもとに、新規に利用が見込まれる特別支援学校卒業生などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高知県	人分 ／月	65 (8)	103 (435)	309 (1,158)	1,304	1,288	1,240
幡多管内		1 ()	3 ()	100 ()	262	253	231
宿毛市		0 (0)	0 (27)	25 (54)	58	55	43

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

※H21, H22, H23 年度の()内は当初見込量

< 必要な見込量の確保のための方策 >

居住系サービス

施設入所や入院から地域生活への移行を進めていくためには、地域での住まいの場となるグループホーム等の確保が必要であることから、関係機関等と連携を図りながら、地域生活における生活の場の確保に努めていきます。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援

①サービスの利用状況

これまでサービス等利用計画の作成については、特定のサービスに限定されていたため、利用実績はありませんでした。

②見込量の考え方

障害者自立支援法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者又は障害児について、サービス等利用計画を作成することとなり、相談支援提供体制の整備のため、3 年間で段階的に対象者を拡大することとなりました。

見込量の算定に当たっては、新たにサービスを利用される方に加え、現在の障害程度区分認定期間が終了する方を順次対象者として、算出しました。

各年度の見込量及び実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高知県	人分／ 月	18 (26)	15 (33)	15 (49)	381	745	1,106
幡多管内		0 (3)	1 (5)	1 (16)	71	102	131
宿毛市		0 (0)	0 (0)	0 (6)	18	26	34

※「人分／月」は、1 か月当たりの総利用人数。

※H21, H22, H23 年度の()内は当初見込量

(2) 地域移行支援

①サービスの利用状況

平成 24 年度から新たに創設されたサービスのため、実績はありません。

②見込量の考え方

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に関する相談等を相談支援事業所や医療機関等と連携して取り組みます。

見込量については、退院可能精神障害者等の状況を考慮し、算定しています。

各年度の見込量及び実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高知県	人分／ 月	—	—	—	89	85	95
幡多管内		—	—	—	11	4	5
宿毛市		—	—	—	2	2	3

(3) 地域定着支援

①サービスの利用状況

平成 24 年度から新たに創設されたサービスのため、実績はありません。

②見込量の考え方

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談等を相談支援事業所や関係機関と連携して取り組みます。

見込量については、現在市及び相談支援事業所において、支援している在宅障害者の状況を考慮し、算定しています。

各年度の見込量及び実績

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高知県	人分／ 月	—	—	—	67	95	106
幡多管内		—	—	—	6	15	8
宿毛市		—	—	—	0	0	2

< 必要な見込量の確保のための方策 >

相談支援体制

個々の幅広いニーズへきめ細やかな対応や、障害のある人の地域生活を総合的に支援することが求められることから、専門の職員を配置した指定相談支援事業所や医療機関など関係機関との連携を強化し、広域的な支援体制の整備に努めます。

5 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

① 実施する事業の内容

障害児・者及びその保護者等からの相談支援
関係機関と連携しながらの就労支援

② 事業の実施に関する考え方

市福祉事務所窓口において、障害者福祉に関する相談に応じるとともに、地域生活支援センター等の指定相談支援事業所に委託し、必要な情報の提供および助言等、障害児・者の生活支援を行います。

見込量（実施か所数）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障害者相談支援事業	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	4	4

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(2) コミュニケーション支援事業

① 実施する事業の内容

社団法人聴覚障害者協会及び特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会に委託し、次の業務を行います。

手話通訳者、要約筆記者の派遣

② 事業の実施に関する考え方

聴覚障害者等が外出する際、意思の疎通が円滑に行えないことにより、社会通念上支障があると認められる場合に、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

見込量（実利用者数）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者派遣	16 (5)	5 (5)	2 (5)	5	5	5
要約筆記者派遣	6 (3)	0 (3)	0 (3)	3	3	3

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(3) 日常生活用具給付事業

① 実施する事業の内容

日常生活上の便宜を図るため、障害児・者に対し、次の用具の給付を行います。

介護・訓練用支援用具

自立生活支援用具

在宅療養等支援用具

情報・意思疎通支援用具

排泄管理支援用具

居宅生活補助用具（住宅改修費）

② 事業の実施に関する考え方

障害児・者の日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。ただし、介護保険法等により、給付の対象となる用具の支給が受けられる者を除きます。

見込量及び実績（給付件数）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護・訓練用支援用具	2 (2)	1 (3)	2 (4)	3	3	3
自立生活支援用具	7 (4)	3 (5)	6 (5)	7	8	8
在宅療養等支援用具	2 (1)	0 (2)	3 (2)	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	2 (2)	5 (2)	1 (2)	2	2	2
排泄管理支援用具	426 (400)	413 (400)	400 (400)	400	400	400
居宅生活補助用具	2 (2)	2 (2)	0 (3)	2	2	2

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(4) 移動支援事業

① 実施する事業の内容

屋外の移動に困難がある障害児・者に対し、外出のための支援を行います。

② 事業の実施に関する考え方

社会生活上必要不可欠な外出及びスポーツ・レクリエーション活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

見込量及び実績（個別支援型）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施か所数	2 (2)	3 (2)	2 (2)	3	3	3
利用者数	3 (3)	6 (4)	6 (4)	6	6	6
延利用時間数	151 (180)	411 (200)	285 (200)	290	290	290

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

見込量及び実績（グループ支援型）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施か所数	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
利用者数	0 (0)	0 (45)	0 (45)	45	45	45
延利用日数	0 (0)	0 (3)	0 (3)	3	3	3

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

① 実施する事業の内容

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

② 事業の実施に関する考え方

高知県単独の補助事業を活用して、あったかふれあいセンター事業を実施し、地域の高齢者等と一体的に在宅支援を行うため、現状では当該事業は実施しない予定です。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施か所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	0	0

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(6) 訪問入浴サービス事業

① 実施する事業の内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護

② 事業の実施に関する考え方

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者を対象とします。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(7) 日中一時支援事業

① 実施する事業の内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための支援を行います。

② 事業の実施に関する考え方

障害児・者の日中における活動の場を確保し、障害児・者の家族の就労支援及び障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	15 (20)	13 (20)	10 (20)	10	10	10

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(8) 生活サポート事業

① 実施する事業の内容

日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、居宅介護従事者等を派遣し、必要な支援(生活介護・家事援助)を行います。

② 事業の実施に関する考え方

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(9) スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

① 実施する事業の内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害児・者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

② 事業の実施に関する考え方

市がスポーツ・芸術文化活動等を主催する際に、関係団体等と連携を図りながら障害児・者の社会参加に努めていきます。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
開催回数	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0	0	1
参加者数	0 (0)	0 (0)	0 (15)	0	0	15

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(10) 芸術文化講座開催等事業

① 実施する事業の内容

障害のある方が地域で生活をするうえで余暇を楽しみ、より豊かな生活が送れるよう、障害のある方の文化活動の振興を図り、芸術・文化教室等を開催します。

② 事業の実施に関する考え方

現状では利用の見込みはありませんが、必要に応じ、芸術・文化教室等を開催し、文化活動の振興を図ります。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
開催回数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
参加者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(11) 点字・声の広報等発行事業

① 実施する事業の内容

文字による情報入手が困難な障害児・者のために、点訳、音訳その他障害児・者にわかりやすい方法により、市の広報等を定期的に障害児・者に提供します。

② 事業の実施に関する考え方

障害児・者が地域で生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
登録者数	8 (12)	7 (14)	7 (16)	8	8	8

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

① 実施する事業の内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

② 事業の実施に関する考え方

就労等社会活動への参加のために免許を取得しようとする者及び運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者への助成を目的とします。

見込量及び実績

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	4 (2)	2 (2)	1 (2)	2	2	2

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

<必要な見込量の確保のための方策>

地域生活支援事業

施設入所や入院から地域生活への移行を進めていくためには、地域での住まいの場となるグループホーム等の確保が必要であることから、関係機関等と連携を図りながら、地域生活における生活の場の確保に努めていきます。

障害者自立支援法の施行を契機として、就労移行支援事業が新たに始まるなど、一般就労の能力・適正・意欲のある人の就労を支援する仕組みが整備され、一般就労を目指し、訓練等を受けることを希望する人も増えています。今後も、就労を支援するための環境を整え、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害のある人の働く場の確保に取り組みます。

第6章 障害児支援について

1 障害児支援の基本的な考え方

(1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援

すべての子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばし、将来、自立と自己表現を図れるよう育成していくことが大切であるため、特に障害のある子どもにおいては、幼少期のできるだけ早い時期から適切な支援を行い、将来の自立に向けて発達を支援していくよう、取り組んでいきます。

(2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

子どもが、乳児期、就学期、学齢期、青年期、そして成年期と成長していく中で、生活環境や支援者も変わっていくことになります。こういった状況を踏まえ、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないように、子どものライフステージに応じて一貫した支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築するよう、取り組んでいきます。

(3) 身近な地域における支援

障害の有無にかかわらず、子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていくことが、大人になってからも住み慣れた地域で共に暮らし、共に働くことができる社会の実現につながっていきます。そのため、支援を受ける場合においても、できるだけ身近な地域で支援が受けられることが望ましいことから、必要なサービスの確保を努めていきます。

2 障害児に係るサービス提供体系の整備

(1) 現状と課題

平成 24 年 4 月から、障害の重複化等に対応し、身近な地域で支援が受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、通所施設事業が一元化され、新たに「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等の福祉サービスに再編されます。

本市においても、できるだけ身近な地域でサービスが受けられ、必要なサービス量が確保できるよう、サービス提供体制の確保に取り組みます

(2) 児童発達支援

① 実施する事業の内容

未就学児の通所支援は、これまで児童デイサービス（I型）、重症心身障害児（者）通園事業及び通園施設に分かれていましたが、「児童発達支援」に統合され、実施されます。

② 見込量の考え方

児童デイサービスの利用実績をもとに、新規利用者数を見込み、現在利用されている方の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び児童デイサービスの実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
宿毛市	人分／ 月	5 (16)	17 (16)	28 (16)	18	18	13

※「人分／月」は、1か月当たりの総利用人数。

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

※H21, H22, H23年度の数値は、児童デイサービス事業全体の数値であるため、就学児及び未就学児別に集計していません。

(3) 放課後等デイサービス

① 実施する事業の内容

就学児の通所支援は、これまで主に児童デイサービス（Ⅱ型）と重症心身障害児（者）通園事業及び通園施設に分かれていましたが、「放課後等デイサービス」に統合され、実施されます。

② 見込量の考え方

児童デイサービスの利用実績をもとに、新規利用者数を見込み、現在利用されている方の個別の状況などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量及び児童デイサービスの実績

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
宿毛市	人分／ 月	5 (16)	17 (16)	28 (16)	10	10	15

※「人分／月」は、1か月当たりの総利用人数。

※H21, H22, H23年度の()内は当初見込量

※H21, H22, H23年度の数値は、児童デイサービス事業全体の数値であるため、就学児及び未就学児別に集計していません。

(4) 保育所等訪問支援

① 実施する事業の内容

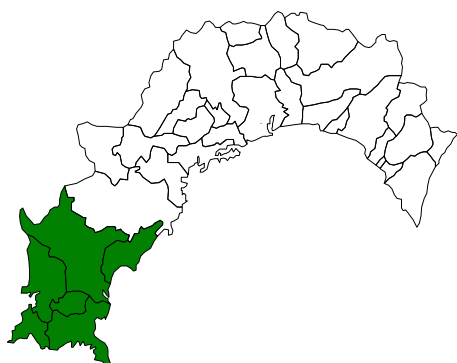
これまで障害のある子どもは、原則的に施設等へ通って支援を受けるしかありませんでしたが、平成24年4月から同事業が新設されることに伴い、保育所や幼稚園、学校等に通いながら療育支援が受けられることとなりました。

実施につきましては、児童発達支援センター等の職員が保育所や幼稚園、学校等に訪問し、集団生活への適正のために、障害のある子どもへの直接支援や保育所等のスタッフへの支援を行います。

本市といたしましても、必要なサービス量が確保できるよう、児童発達支援センター等のサービス提供体制の確保に取り組めます

幡 多 圏 域

四万十市 宿毛市
 土佐清水市 黒潮町
 大月町 三原村



◆ 圏域内の障害のある人の状況（H23. 3. 31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	96,046		30,668	31.9%
身体障害者手帳所持者	6,263	6.52%	4,654	74.3%
療育手帳所持者	842	0.88%	83	9.9%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	308	0.32%	47	15.3%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 1,073 人				

※ 人口は、H23. 3. 31 現在 住民基本台帳登録数

1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域は、全体としてはサービス提供体制が確保されているものの、施設等が偏在しており、地域によっては必要なサービスを十分に受けられないという状況にあることから、身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう提供体制の充実が求められています。
- 平成 23 年 7 月時点のサービスの利用実績は、訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスともに第 2 期計画の見込量より少なくなっていますが、旧法施設の新体系への移行完了により、平成 23 年度末には見込量にほぼ近づくと考えられます。
- 施設や精神科病院からの地域移行などに伴い、グループホームやケアホーム、訪問系サービスなどの利用が増加すると見込まれ、そうしたサービスを確保するための取り組みが求められています。
なかでも、地域での住まいの場となるグループホーム等の確保は、事業者と連携を図りながら、計画的に整備していくことが必要です。

(2) 圏域内の旧法施設及び指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成23年7月31日現在】

